

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報の公表

鹿児島純心女子大学 教員養成センター

更新日： 2022/11/18

昭和二十九年文部省令第二十六号

教育職員免許法施行規則 第二章 認定課程

第二十二條の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること

- 本学が養成する教員像

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/about/index.html#rinen>

- 実践的指導力育成体制

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/practice/index.html#system>

二 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること

- 教員養成センターの目的・活動内容

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/about/index.html#greeting>

- 教員養成センター所員一覧

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/about/index.html#member>

- 教職関連科目担当教員一覧

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/practice/index.html#teachers>

三 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

- 教職関連科目一覧

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/practice/index.html#subject>

- シラバス一覧(「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」ほか)

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/view-syllabus/>

四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること

- 教員免許状取得者数の推移（直近 3 か年分：令和元年度～令和 3 年度）

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/menkyo/images/license.pdf>

五 卒業者の教員への就職の状況に関すること

- 教員採用者数の推移（直近 3 か年分：令和元年度～令和 3 年度）

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/menkyo/images/employment.pdf>

六 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること

- 教員力養成

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/kyouin/yousei/index.html>

- 地域連携教育プロジェクト運営委員会の開催

<https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/cat-topics/17154/>

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。